

資料 1

山元町防災会議

平成 26 年 2 月 3 日

山元町地域防災計画 (素案)

概要版

平成 26 年 1 月 30 日現在

目 次

山元町地域防災計画の目指す姿	2
山元町地域防災計画（平成 25 年度修正）の概要	3
1 山元町地域防災計画について	
1) 山元町地域防災計画とは	5
2) 平成 25 年度修正の方針	5
3) 町で想定される被害	6
4) 計画の構成	7
2 災害に対する備え（日頃から実施すること）	
1) 地震に備えた対策の推進	8
2) 津波に備えた対策の推進	9
3) 水害・土砂災害対策の推進	10
4) 火災への備え	10
5) 避難体制の整備	11
6) 避難勧告等の発令基準の明確化と迅速な情報伝達	14
7) 食料や飲料水の備蓄	14
8) 自主防災組織の活動	15
9) 防災訓練の充実	15
10) 防災知識の普及	16
11) 緊急輸送体制の整備	16
12) ボランティアとの協力体制の確立	17
13) 相互応援協定	17
3 災害応急活動（災害発生後に実施する活動）	
1) 町の体制	18
2) 情報の伝達	18
3) 広報活動	19
4) 消防・医療活動等	19
5) 食料・飲料水・物資の提供	20
6) 避難対策	21
7) 避難行動要支援者への配慮	22
8) 小・中学校、幼稚園、保育所等の対策	23
9) 生活関連施設等の復旧	23
10) 二次災害の防止・複合災害の考慮	23
11) 災害廃棄物の処理	23
4 災害発生後の復旧・復興対策	
1) 被災者の生活支援	24
2) 応急仮設住宅等の供与	24
3) り災証明の交付・被災者台帳の作成	24
4) 災害対応の検証	24
5) 原子力災害対策	25

山元町防災計画の目指す姿

自助・共助による防災意識の高いまち

～津波避難文化の確立と継承～

自 助

『自分の身は自分で守る!』

- 災害リスク（危険度）の認識
- 自宅の耐震診断・補強・家具の固定
- 食料・水の備蓄、非常持ち出し品の準備と保管
- 災害情報・避難情報の取得方法（複数）の確認
- 避難経路・避難場所・家族との連絡方法の確認
- 迅速に正しい判断での避難行動

等

共 助

『自分たちの地域は自分たちで守る!』

- 地域での助け合い・支えあい・声のかけあい、みんなで守る意識
- 自主防災組織の活動の活性化と活動拠点の充実
 - ・地域の防災マップ・避難計画の作成、実情に即した避難訓練、資機材の整備
- 避難支援、救助、初期消火、炊き出し、避難所活動等の協力

等

公 助

まちが行う防災・減災対策

- 避難所・避難場所の指定(整備)、備蓄品の確保
- 災害・避難情報発信の多重化、防災教育・防災訓練の実施・充実
- 関係者(機関)と連携し避難行動要支援者台帳の作成
- 自主防災活動への支援

等

地域の防災力の向上

減 災

山元町地域防災計画（平成25年度修正の概要）

計画の修正の方針（考え方）

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの防災対策の一層の強化を図る
- ・東日本大震災の課題検証業務、行政区意見交換会での意見、8.31避難訓練の課題検証結果など山元町独自の防災課題に対応する
- ・国・県の計画・施策の見直し内容を反映するとともに、本編の構成順を県計画に準じる構成とする
- ・津波対策の強化のため、「震災対策編」を「地震災害対策編」「津波災害対策編」に分割するとともに、新たに複合災害として「原子力災害対策編」を追加する

1 「減災（特に地震・津波）」に向けた対策の推進

- ① 津波避難文化の確立と継承
- ② 人命が失われないことを最重視し、ハード対策（既存建築物の耐震化、避難路の整備等）とソフト対策（津波避難計画の作成、避難訓練の充実等）を組み合わせ、地域の特性を踏まえ体系的な各種防災対策を充実
- ③ 地震被害想定の見直し（東日本大震災の被害や双葉活断層の想定結果の反映）

2 国の防災基本計画・関係制度見直し内容等の反映

- ① 「特別警報」制度の運用開始
- ② 激しい気象現象（ゲリラ豪雨・竜巻等）に関する防災気象情報等への対応
- ③ 避難勧告等の発令基準の明記
- ④ 多様な主体の参画による防災体制の確立

3 災害応急対策等を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- ① 多様な情報伝達手段・確実な伝達方法の確保（防災行政無線の整備充実、戸別受信機・防災ラジオ等の配布、自主防災会・消防団への無線機等配布、エリアメール等の活用）
- ② 情報通信機器の耐災化と補完的機能の充実
- ③ 防災拠点の整備と活動体制の整備
- ④ 医療救護体制の整備（医師・薬剤師との連携等）
- ⑤ 徒歩避難を原則とするが、徒歩での避難困難な場合の「車避難」を中心とした避難対策検討
- ⑥ 緊急時における住民等の安全確保のため緊急避難場所の指定
- ⑦ 被災者が一定期間滞在可能な環境整備のため避難所の指定
- ⑧ まち・地域・町民が一体となった避難所運営（避難所開設運営マニュアル作成）
- ⑨ 被災者等への多様な伝達手段の確保（避難情報や支援制度等の伝達）

4 広域応援体制の充実・整備

- ①災害ボランティア活動の環境整備
- ②近隣以外の自治体を含めた相互応援協定の締結と受入れ体制の整備
- ③関係団体との連携の強化及び民間事業者のノウハウの活用

5 「自らの身は自らで守る」との観点から自助・共助による取り組みの強化

- ①「自らの身は自らで守る」との観点から災害教訓の伝承や災害リスク(危険度)の認識、防災知識の取得、各家庭内での安全対策の実施等
- ②具体的な避難行動に関する知識の取得と災害情報取得方法の確認
- ③具体的かつ実践的な訓練の実施（自動車による津波避難訓練等）
- ④自主防災組織の育成、指導等
- ⑤自主防災組織への支援（発電機、投光機、毛布など）
- ⑥沿岸部行政区と内陸部行政区との連携・協力体制の強化
- ⑦津波被災行政区コミュニティの再構築と支援

6 二次災害の防止と適切な災害廃棄物処理

- ①防災資機材等の確保対策（機材レンタル会社等との資機材提供協定の締結等）
- ②地震・津波による火災予防対策の検討
- ③災害廃棄物の計画的な処理の実施

7 避難行動要支援者等の対応

- ①関係機関（関係者）と連携し避難行動要支援者名簿の作成と情報の共有
- ②避難行動要支援者の避難支援体制の確立（避難支援プラン）と避難後の配慮
- ③福祉避難所の検討
- ④外国人、来訪者等への対応（案内看板、外国語表示の検討）

8 円滑な復旧・復興

- ①被害程度に応じた適切な支援を迅速に行えるよう、速やかになり災証明書の交付や支援に関する手続きの効率化
- ②被災者台帳の作成による被災者支援の総合的・効率的な実施
- ③生活再建支援、住宅復旧支援
- ④住民の安全と環境保全に配慮した防災まちづくりの推進

9 原子力災害への対策強化

- ①本町より最短で約 55km 先に原子力発電所が立地していることから、複合災害等を念頭に、多様な通信手段を確保し、情報の収集・連絡体制を整備
- ②避難が必要となる場合、広域避難が想定されることから、避難方法や輸送対策などを検討
- ③県と連携し、必要に応じて緊急時環境放射線モニタリングを実施
- ④原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 山元町地域防災計画について

1) 山元町地域防災計画とは

山元町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、山元町に係わる災害から町民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、町や防災関係機関等が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めています。計画は、山元町防災会議の承認を受け、町議会の議決の後、町が策定するものです。

(最新の山元町地域防災計画は、平成 20 年 4 月に見直しされています)

2) 平成 25 年度修正の方針

① 2011 年東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、住民の生命、身体及び財産を地震・津波等の災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

② 町の検証結果や防災上の課題等の反映

本町が実施した東日本大震災から得られた教訓や課題の検証ほか、町内各行政区との意見交換会、山元町総合防災訓練（平成 25 年 8 月 31 日実施）や県がまとめた「宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、今回修正可能なものから見直しました。



行政区(高瀬区)関係者との意見交換会

③ 国・県の防災施策の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直し、災害対策基本法の見直しや新たに運用が開始された「特別警報」、県の地域防災計画見直し等を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「山元町地域防災計画」の見直しに反映しました。本計画策定時点でも、国等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、今後、再度見直しを図ります。

④ 津波対策の強化・複合災害対策の充実

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあります。特に今回、津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述しています。両者は重なるところもありますが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものとして作成しています。

東日本大震災を踏まえ、新たに原子力災害対策についても編を設け記述しています。

3) 町で想定される被害

① 水害

坂元川・戸花川をはじめとする中小河川の増水、氾濫及び排水機能低下による排水不良（冠水、滞水等）。高潮、波浪等。

② 土砂災害

急傾斜地の斜面崩壊、地すべり、土石流の発生等

③ 風雪害

大雪、強風や竜巻等に伴う、家屋被害、交通障害や農作物被害等

④ 地震・津波

想定する地震規模	
【海溝型地震】 ・東日本大震災	東日本大震災のような、発生確率は低いですが最大クラスの海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
【海溝型地震】 ・宮城県沖地震(単独・連動)	周期的に発生する宮城県沖地震
【内陸直下型地震】 ・長町一利府線断層帯 ・双葉断層の地震	発生確率は低いですが、内陸直下型地震（長町一利府線断層帯、双葉活断層）に起因する地震動

想定する津波規模	
【東北地方太平洋沖地震】	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
【宮城県沖地震、昭和三陸地震津波】	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
【明治三陸地震津波、チリ地震津波】	津波地震や遠地津波等

※東日本大震災後、県で実施予定の被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとなっています。県で新たな想定結果がまとまり次第、山元町地域防災計画に反映する予定です。

⑤ 複合災害

「地震＋水害」、「地震＋原子力災害」、「地震＋土砂災害」等による被害

4) 計画の構成

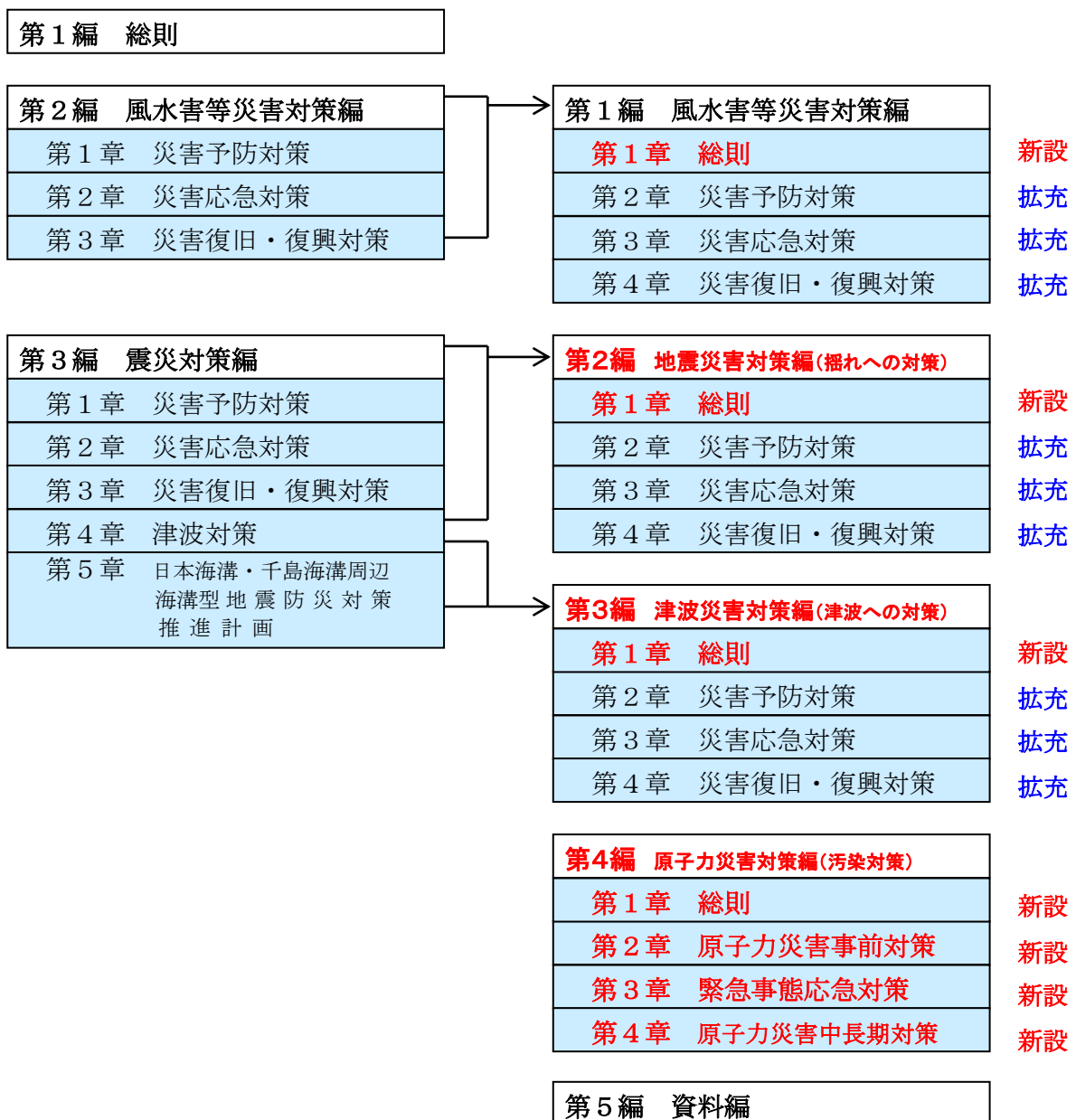
東日本大震災による山元町の被災状況や、今後の県や関係機関との円滑な連携等に配慮し、今回、県計画との一貫性・整合性の観点から、県計画にあわせて構成の見直しを行いました。

今回検討しました地域防災計画は、山元町で想定される災害の種類に応じて「第1編 風水害等災害対策編」「第2編 地震災害対策編」「第3編 津波災害対策編」「第4編 原子力災害対策編」の4編が本編として構成されます。

また、各編それぞれに関係する資料については、「第5編 資料編」として作成しています。

現在の地域防災計画

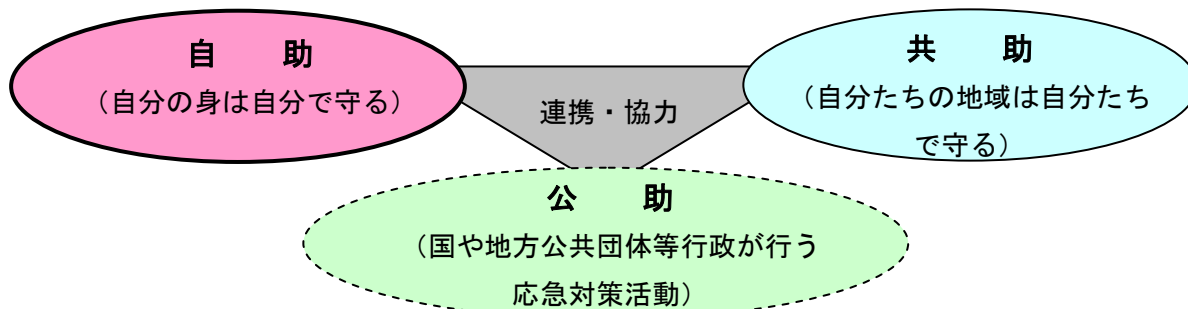
検討中の地域防災計画素案



2 災害に対する備え（日頃から実施すること）

《各編共通第2章「災害予防対策」関係》

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害での被害を最小限に抑える「**減災**」の考え方を山元町の防災の基本方針とします。



町は、住民が自ら守る「**自助**」、地域社会がお互いを守る「**共助**」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「**公助**」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による「**減災**」の観点に立ち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより各種防災対策の充実を図ります。

さらに、防災関係機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じます。

1) 地震に備えた対策の推進

■町民のとりくみ

自宅・家の中の安全対策

- ・住宅の耐震診断や耐震改修、また、地震による家具等の転倒や落下防止、火災や停電対策等を行いましょう

■地域のとりくみ

耐震化・家具固定等の普及

- ・住宅の耐震化、家具固定や火災対策等を地域住民に呼びかけ、地域全体で防災力を高めましよう
- ・危険箇所（ブロック塀等）の調査と情報提供をしましよう

■町のとりくみ

住宅の耐震化等の促進

- ・住宅の耐震診断・改修を行う方を対象に支援を行います

地震に強い都市構造の形成

- ・公共施設の耐震・不燃化や水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成をはかります

火災対策・停電対策の強化

- ・ため池や貯水槽等の消防水利の整備や避難所等の非常用電源の確保に努めます

液状化対策

- ・浅部の地盤データの収集及びデータベース化を図り、住民に提供します

2) 津波に備えた対策の推進～津波避難文化の確立～

■町民のとりくみ

津波浸水想定の把握

- ・今後の津波災害リスク（危険）を認識するため、津波浸水想定等を確認しましょう

津波発生情報の把握

- ・津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法について把握しましょう

避難方法等の確認

- ・緊急避難場所、避難路等を日頃から確認しておきましょう

■地域のとりくみ

津波浸水想定の把握

- ・今後の津波災害リスク（危険）を認識するため、津波浸水想定を地域で共有しましょう

津波発生情報の把握

- ・津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法について周知しましょう
（特に、高齢者等の要配慮者への早めの周知）

津波による浸水想定区域への対応

- ・地域毎に避難計画の作成に努めましょう

■町のとりくみ

津波浸水想定の公表

津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握し、津波浸水想定区域を設定し今後公表します（※浸水想定は、現在県で検討中であるため、当面は東日本大震災の浸水区域を津波想定区域とします）

津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

- ・短時間で避難が可能となるような緊急避難場所、避難路等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、公共施設等の耐浪化等に努めます

住民への周知徹底

- ・津波に関する情報の伝達方法、避難場所、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物の配布等を行います

津波による危険の著しい区域への対応

- ・津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため避難対象地域等の各種区域の設定について検討を行います

津波による浸水区域への対応

- ・津波避難計画の作成に努めます
- ・地域の避難計画作成の支援を行います

地域防災計画、都市計画（震災復興計画）の相互連携

3) 水害・土砂災害対策の推進

■町民のとりくみ

危険箇所の把握

- ・土砂災害等の危険箇所を確認して、自宅周辺や避難路にどんなリスク（危険）があるかを確認しましょう

各種警戒情報・注意情報の入手

■地域のとりくみ

防災マップの作成

- ・避難場所、避難所や避難路、地域の危険箇所等を記載した防災マップを作成し、地域住民に配布して危険箇所について呼びかけましょう

■町のとりくみ

土砂災害危険箇所の公表

- ・県で進めている調査結果を、ハザードマップ等を通して、町民へ周知を図っていきます

洪水ハザードマップの公表

- ・坂元川、戸花川の浸水想定調査結果（県で検討中）を活用し、今後、ハザードマップ等を通して周知していきます

土砂災害警戒情報・竜巻注意情報の伝達

記録的短時間大雨情報の伝達

- ・気象庁、県等が発表する情報を多様な手段で伝えていきます

4) 火災への備え

■町民のとりくみ

出火時の対策

- ・お風呂の水のためおき、消火器の準備、使用方法の確認を行いましょ
- ・住宅用火災警報器の設置を励行しましょう

■地域のとりくみ

初期消火態勢の整備、訓練の実施

- ・消火器や水バケツ等の消火資機材を備え、問題なく使用できるよう日頃から訓練を行って、初期消火態勢を整えましょう

■町のとりくみ

消防力の強化

- ・消防組織を強化し、消防水利や装備の整備を行っています
- ・東日本大震災での被災状況及び、地域の現状を踏まえ、計画的に消火栓の配備に努めます
- ・他市町村との相互応援体制を整えています

自主防災組織や住民への指導

- ・消火器の使用方法等、初期消火の指導をしています

5) 避難体制の整備

■町民のとりくみ

避難場所・避難所の確認

- ・避難場所・避難所や、避難する道（避難路）を確認し、付近の危険箇所を把握しましょう
- ・各家庭で防災の話し合い、連絡方法や集合場所等を決めておきましょう

■地域のとりくみ

避難行動要支援者の把握、避難所運営訓練の実施

- ・地域内の高齢者や障がい者等、援護を必要する方の居場所を確認して、避難誘導を速やかに行える体制を作りましょう

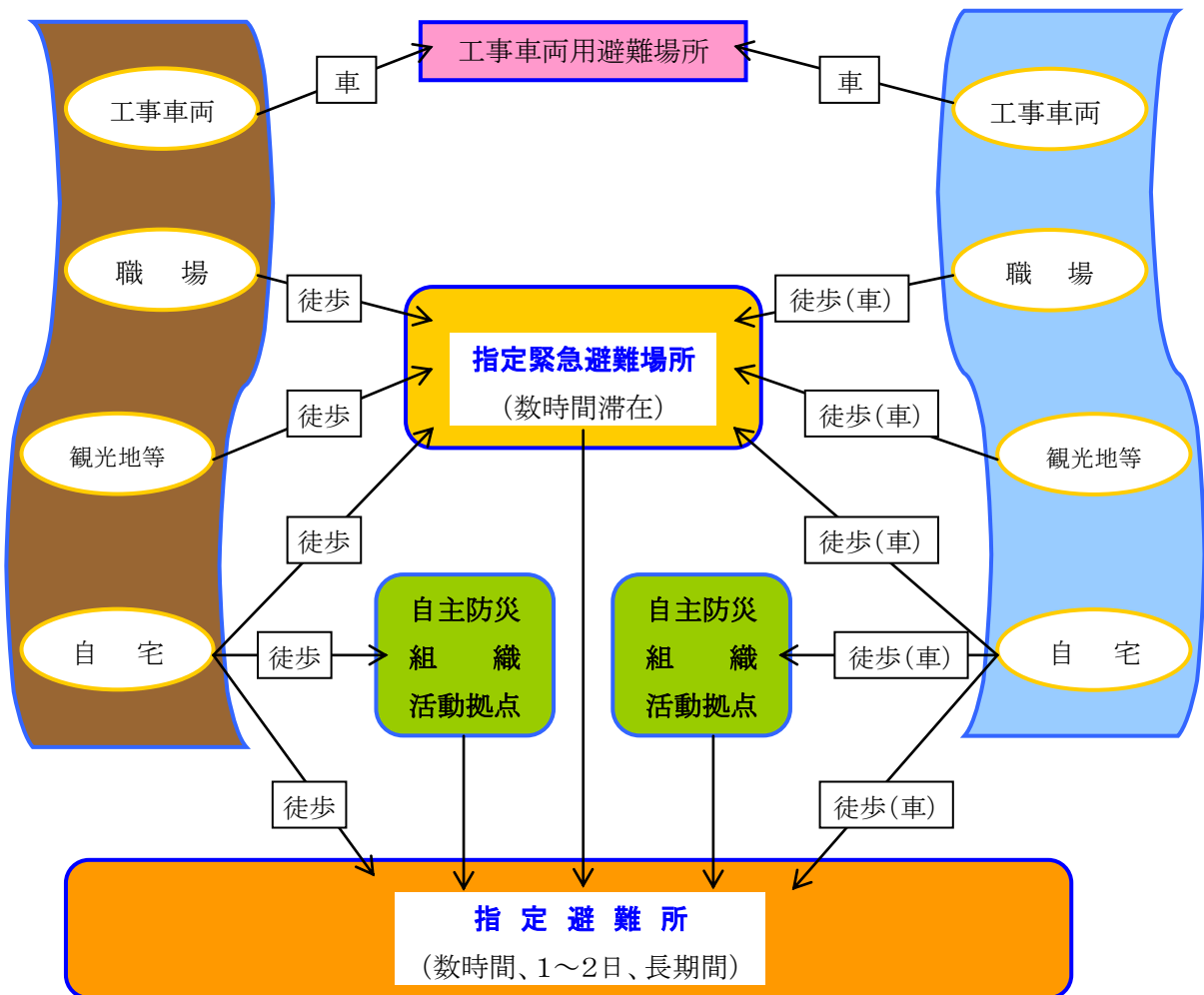
■町のとりくみ

避難所の整備

- ・緊急時に一時的に集合・待機する「指定緊急避難場所」をします
- ・避難者を収容する「避難所」を指定し、整備を進めます
- ・今後、関係施設の整備とともに、協定等により、民間の土地や施設等の指定を検討します

通信基盤の整備

- ・無線（町庁舎と防災関係機関や避難所等を繋ぐ連絡手段）を配備します
- ・各家庭への戸別受信機の導入について、検討します



山元町の避難場所、避難所の考え方

■町の指定緊急避難場所の予定箇所

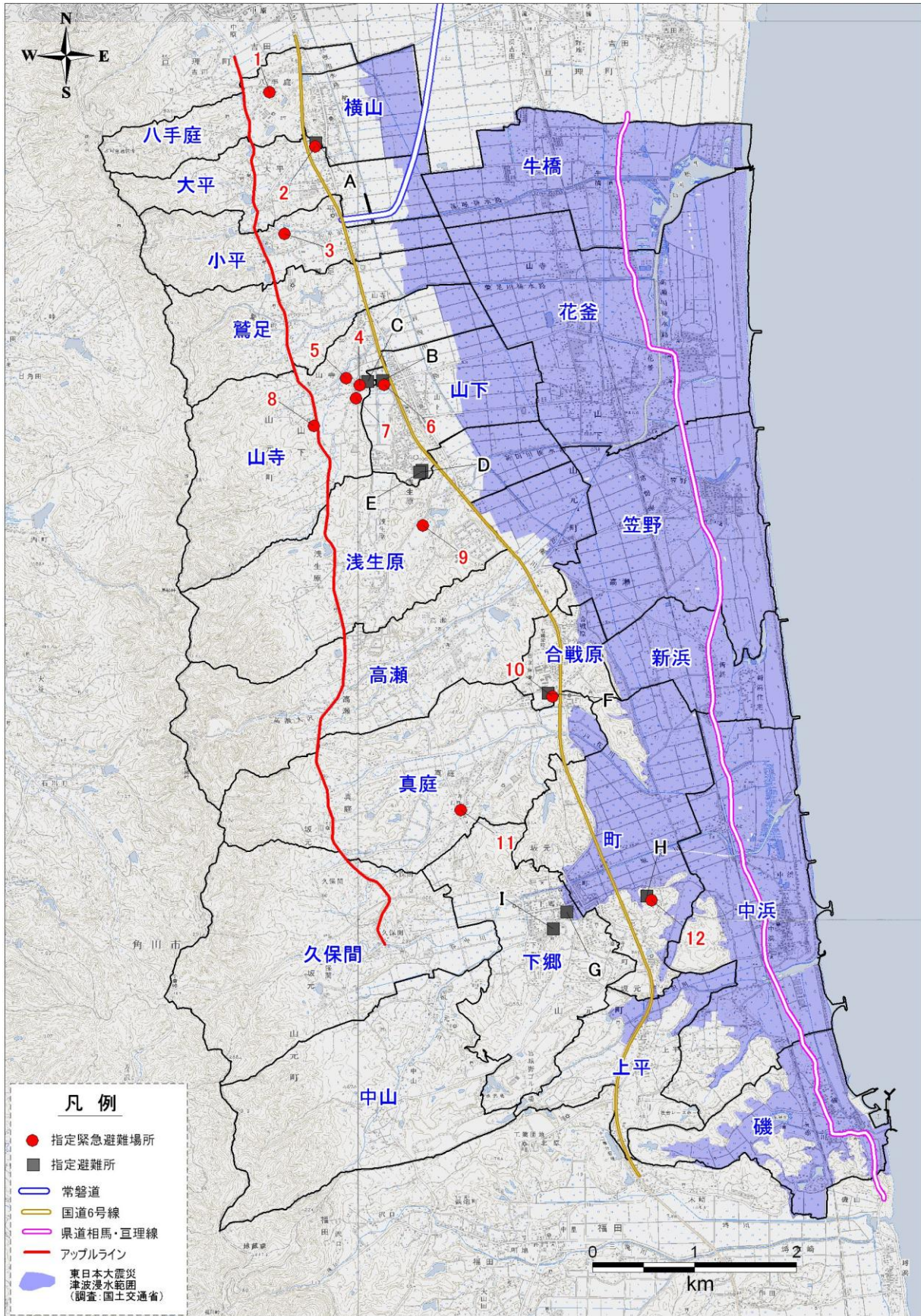
No.	施設名称	施設種類	所在地	収容面積 (約 m ²)
1	八手庭農村集落多目的センター広場	グラウンド	八手庭	1,000
2	山下第一小学校グラウンド	グラウンド	大 平	5,000
3	小平農村公園	広 場	小 平	900
4	山下中学校グラウンド	グラウンド	山 寺	6,000
5	山下中学校野球場	グラウンド	山 寺	10,000
6	山下小学校グラウンド	グラウンド	山 下	4,800
7	山寺深山グラウンド	グラウンド	山 寺	4,700
8	深山山麓少年の森駐車場	駐 車 場	山 寺	2,400
9	浅生原区公会堂前広場	広 場	浅生原	1,400
10	山元町体育文化センター駐車場	駐 車 場	合戦原	900
11	真庭区民会館グラウンド	グラウンド	真 庭	3,300
12	坂元中学校グラウンド	グラウンド	町	20,000
合計				60,400

※今後の状況（施設の整備状況等）により随時見直しを行います

■町の指定避難所の予定箇所

No.	施設名称	所在地	建物概要		
			建物構造	建物面積 (m ²)	避難所用面積 (m ²)
A	山下第一小学校	横 山	RC3 階	4,155	371
B	山下小学校	山 下	RC3 階	4,127	484
C	山下中学校	山 下	RC2 階	6,393	1,675
D	山元町中央公民館	浅生原	RC2 階	1,948	815
E	(新設)山元町勤労青少年ホーム	浅生原	RC2 階	833	278
F	山元町体育文化センター	合戦原	RC 平屋建	2,050	1,312
G	坂元合同庁舎	下 郷	RC3 階	1,413	588
H	坂元中学校	町	RC3 階	5,928	805
I	坂元小学校	下 郷	RC3 階	4,355	638
合計				13,301	3,252

※今後の状況（施設の整備状況等）により随時見直しを行います



山元町避難場所及び、指定避難所位置図

6) 避難勧告等の発令基準の明確化と迅速な情報伝達

■町民のとりくみ

災害時の情報取得方法の確認

- ・日頃から、災害時の情報取得手段を確認し、災害時を想定して複数の情報取得手段の確保に努めましょう

■地域のとりくみ

災害時の情報取得方法の確認

- ・日頃から地域内でコミュニケーションを密にとるなど、地域内で要配慮者をはじめ地域住民に災害時の情報が行届くか確認しましょう

■町のとりくみ

避難指示等の発令基準の設定

- ・各種警報や注意報等の内容に応じた避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めます

伝達体制の整備

- ・災害情報を住民等に伝えるための体制を整備します
- ・避難誘導等にあたる消防団の連絡体制整備のため、無線機を配備します

伝達手段の多重化・多様化

- ・さまざまな環境下にある住民等に対し、災害情報の伝達手段の整備に努めます
- ・防災行政無線、臨時災害FMラジオ、携帯電話（エリアメール等を含む）等、多数の手段を活用し、迅速な避難行動がとれるよう周知を図ります

7) 食料や飲料水の備蓄

■町民のとりくみ

各家庭での備蓄対策

- ・最低 3 日分の食料、飲料水や生活必需品の備蓄、非常持出品の準備を行いましょ

■地域のとりくみ

物資の備蓄や自宅での備蓄対策の啓発

- ・自主防災組織（地域住民が自主的に協力して防災活動を行う組織）等で食料、飲料水や毛布等の備蓄に努めましょ
- ・各家庭での備蓄を呼びかけましょ

■町のとりくみ

防災用備蓄の推進

- ・指定避難所や防災備蓄倉庫等に、食料、飲料水、毛布や資機材等の備蓄に努めます
- ・備蓄品の選定にあたっては、高齢者・乳幼児・女性等へ配慮します
- ・必要に応じて、他の自治体や企業等と災害時応援協定を締結していきます

8) 自主防災組織の活動

■町民のとりくみ

防災意識の向上

- ・住民自らが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに行動することが必要です

自主防災活動への参加

- ・自主防災組織に参加し、避難訓練や各種活動に積極的に参加しましょう

■地域のとりくみ

自主防災組織の連携、訓練の実施

- ・各地域で自主防災組織の結成に努め、日頃から避難・初期消火、被災者の救出・救護等の訓練を行いましょ
- ・多様な世代が参加できるよう、環境を整備しましょう
- ・女性の参画の促進に努めましょ
- ・津波被災行政区のコミュニティ再構築
- ・地域毎で避難計画を作成しましょ
- ・自主防災組織の活動拠点を整備しましょ

■町のとりくみ

自主防災組織への指導・助言

- ・行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努めま

自主防災組織の活動の促進

- ・研修の実施等による地域の“防災リーダー”の育成、多様な世代が参画できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進しま
- ・自主防災組織の活動拠点に災害時に必要な防災資機材（発電機、投光機、毛布等）の整備、役場と自主防災組織との連絡手段の確保を図りま

津波被災行政区のコミュニティ再構築の支援

防災知識の普及・防災訓練の充実

- ・防災訓練や各種講習会を実施し、地域防災力の向上を図っていきま

地域の避難計画の作成支援

9) 防災（避難）訓練の充実

■町民のとりくみ

防災訓練への積極的な参加

- ・日頃から各自検討している避難方法や避難ルート等を、防災訓練を通して確認し、課題等を明確にしましょ

■地域のとりくみ

地域全体での実践的な訓練の実施

- ・町や他行政区と連携した避難所運営や炊出し等の実践的な訓練を通して、地域の防災力を高めましょ

■町のとりくみ

具体的かつ実践的な訓練の実施

- ・自動車等による津波避難訓練、避難所運営訓練等をより具体的、かつ実践的な訓練を実施しま

地域全体での連携に着眼した訓練の実施

- ・東日本大震災を踏まえ、沿岸部と内陸部の協力、隣接行政区との連携等を意識した訓練を検討しま

10) 防災知識の普及

■町民のとりくみ

- ・防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めましょう
- ・総合防災訓練、講演会等や防災とボランティア関連行事に参加しましょう
- ・災害教訓を伝承していきましょう
- ・日頃から家族内で連絡体制を構築しましょう
- ・県や町作成のハザードマップや自主防災組織からの情報等を活用し、災害危険箇所の把握に努めましょう

■地域のとりくみ

- ・災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成・周知・有効活用をしましょう
- ・日常生活の中での情報掲示（地域施設に防災マップの掲示など）に取り組みましょう

■町のとりくみ

住民への啓発

- ・防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発に努めます
- ・地域の実情に応じた学校安全計画の立案、児童・生徒等に対する防災教育（防災主任会との連携）の充実に努めます
- ・災害の教訓の伝承（旧中浜小等の震災遺構の整備等）を推進します

職員への啓発

- ・職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する知識、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的、かつ、継続的に与え、所掌事務等を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努めます

一時滞在（通過）者への対応

- ・観光客等の一時滞在者へ、誘導看板の設置やハザードマップの掲示など防災情報を周知をします

11) 緊急輸送体制の整備

■町のとりくみ

緊急輸送ネットワークの形成

- ・必要に応じて、運送会社等との災害時輸送協力協定等の締結に努めます
- ・臨時ヘリポートの確保に努めます

燃料の確保

- ・災害応急対策車両が優先的に給油できるよう体制を整備します
- ・石油商業協同組合等と必要な調整を行い、燃料の確保に努めます

12) ボランティアとの協力体制の確立

■町のとりくみ

関係機関との連携体制の確立

- ・社会福祉協議会やボランティア関係団体等との連携を図り、災害時に災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図ります

※町と社会福祉協議会では平成 16 年に「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結しています。東日本大震災の経験をもとに、随時、覚書の内容について見直し、相互の体制等に十分配慮し、所掌事務や連絡系統について明確化します。

一般ボランティア育成の支援

- ・災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備、構築に努めます
- ・ボランティア受入拠点の整備に努めます

専門ボランティア登録の検討

- ・被災建築物応急危険度判定等に関わる判定士等の登録制度について検討するとともに、応急危険度判定コーディネーターの育成に努めます
- ・防災エキスパート制度を活用します

ボランティア保険の導入検討

- ・現在、国、県や損害保険会社等で検討が進められており、本町においてもこれらの動きを踏まえながら、ボランティア保険の導入について検討します

13) 相互応援協定

■町のとりくみ

応援体制の整備

- ・他の自治体（遠方に所在するものを含め）をとの広域的相互応援体制の整備充実を図ります
- ・大規模災害に備えて、様々な団体との災害時応援協定の締結を推進します
- ・救援活動拠点の確保及び候補地のリスト化を図ります
- ・県有の施設などを含め、多くの施設・団体等との連携強化を進めます。
- ・民間事業者のノウハウを活用します
- ・町職員 OB、自衛隊隊友会等との連携を図ります

訓練及び情報交換の実施

- ・相互応援体制の強化のため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練や情報交換等を行います

非常時連絡体制の確保

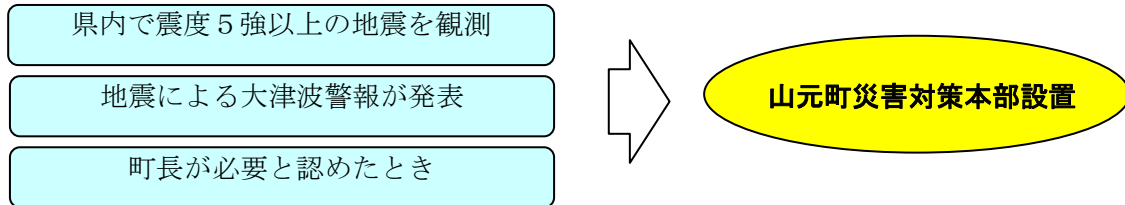
- ・災害発生直後から、災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段の確保に努めます
- ・通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所等)のルール化等、連絡体制の確保に努めます

3 災害応急活動（災害発生後に実施する活動）

《各編共通第3章「災害応急対策」関係》

1) 町の体制

- 大規模な災害が発生した場合等に、「山元町災害対策本部」を設置し、災害応急対策を行います。また、業務継続計画（BCP）を策定します。



- 町だけでは災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や自衛隊、緊急消防援助隊、災害時応援協定締結自治体等に応援要請を行い、人員や資機材等を確保して災害対応を行います。

2) 情報の伝達

■町民のとりくみ

正確な情報の収集

- ・ラジオの携帯や町のメール配信サービス（平成25年度新設予定）に登録する等、いざという時に町から確実に情報が入手できる環境（情報伝達ルート多重化含む）づくりを進めましょう

■地域のとりくみ

情報伝達活動

- ・地域住民への情報伝達の際は、高齢者や障がい者へは直接声をかける等、きめ細やかに対応しましょう
- ・地域毎に作成する避難計画に基づき、迅速な避難行動を呼びかけましょう
- ・避難行動要支援者に対し、避難プランに基づき避難の支援を行いましょ

■町のとりくみ

情報の収集、町民等への伝達

- ・災害時には、多様な伝達手段（防災行政無線、エリアメール、町メール配信サービス、臨時災害FM等）により避難情報や被害情報等をお知らせします
- ・消防団や自主防災組織に対しての避難ルールの徹底と的確な情報伝達に努めます

町防災行政無線の整備拡充

- ・戸別受信機（又は防災ラジオ）の設置を検討します
- ・緊急時に国からの情報を直接伝達する方法（J-ALERT）を確保します

移動系防災行政無線の配備

非常用電源や代替施設の確保

- ・災害の際に拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、非常用電源設備の整備や非常用の燃料確保に努めます

3) 広報活動

■町のとりくみ

- ・災害の発生後、社会的混乱の防止にのため正確な情報提供に努めます
- ・生活支援等に関する情報提供に努めます

4) 消防・医療活動等

■町民のとりくみ

自主防災組織への協力

- ・状況に応じて、自主防災組織が行う活動（初期消火活動や救助活動）に協力しましょう

■地域のとりくみ

初期消火活動、救出・救助活動

- ・火災発生の際は、消防団等と協力し初期消火活動を行いましょ
- ・倒壊家屋の下敷き等になった人の救出・救助や負傷者の応急手当を行いましょ

■町のとりくみ

消防活動・水防活動

- ・消防本部と消防団が連携して消防活動（消火・救急・救助）を行います
- ・水害のおそれがある場合は、水防活動を行います

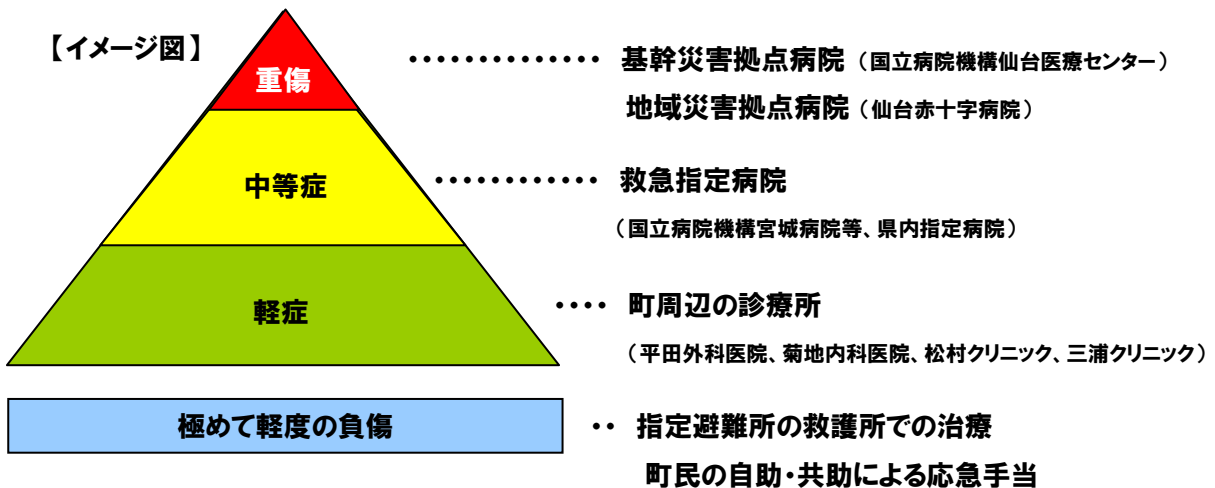
医療活動

- ・指定避難所に救護所を設置して医療活動を行います
- ・負傷者が多数発生した場合は、災害派遣医療チームの派遣を要請します
- ・在宅要医療患者への救護体制を構築します

医薬品の確保

- ・必要に応じて、薬剤師会等から調達できるよう、協定等の締結を進めます

※重篤患者や透析患者等、指定避難所の救護所や町周辺の医療機関で対応できない場合に備え、県より指定されている災害拠点病院や救急指定病院との連携体制を整えます



5) 食料・飲料水・物資の提供

■町民のとりくみ

備蓄物資等の活用

- 家庭で備蓄している物資や普段使っているものを活用しましょう
- 地域における相互扶助の仕組みづくりを進め、物資等を融通しあいましょう

■地域のとりくみ

物資配布、炊出し

- 物資の配布や炊出しに協力しましょう
- 地域内で必要物資を融通しあいましょう

■町のとりくみ

食料・飲料水・生活必需品等の物資提供

- 避難所等で食料・飲料水・生活必需品を提供します
- 町の備蓄物資等で足りない場合は、協定締結自治体・業者等から支援を受けて提供します

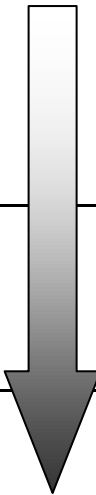
在宅避難者や車中生活を送る避難者等への配慮

- 指定避難所以外（個人宅や自主防災組織活動拠点等）に避難されている方や車中で避難生活を送る者への物資提供のルールづくりを行います

6) 避難対策

■避難情報

町では、災害が発生した場合、または災害のおそれがある場合は、避難情報を発令します。避難情報の種類に応じて、避難を開始して下さい。

拘束力	避難情報	町の行動	町民の行動	地域の行動
弱  強	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 町民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令します 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間がかかる避難行動要支援者の方々は避難を開始しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の災害時避難行動要支援者に声をかけ、避難を支援しましょう
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを勧め、または促すために発令します 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての方が避難を開始しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に避難勧告を伝達し、自身も避難を開始しましょう
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 被害の危険が目前に切迫している場合等に発令します 住民等を避難のため立ち退かせる情報です 	<ul style="list-style-type: none"> 避難していない場合は、速やかに避難しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> 避難していない方がいた場合は、避難を促し、自主避難しましょう

■避難行動について

■町のとりくみ

東日本大震災での経験から、大規模地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあります

⇒ 地震発生時の避難について、**原則徒歩による避難**を周知するとともに、**徒歩で避難困難な場合**については、**自動車による避難**についても選択肢とします

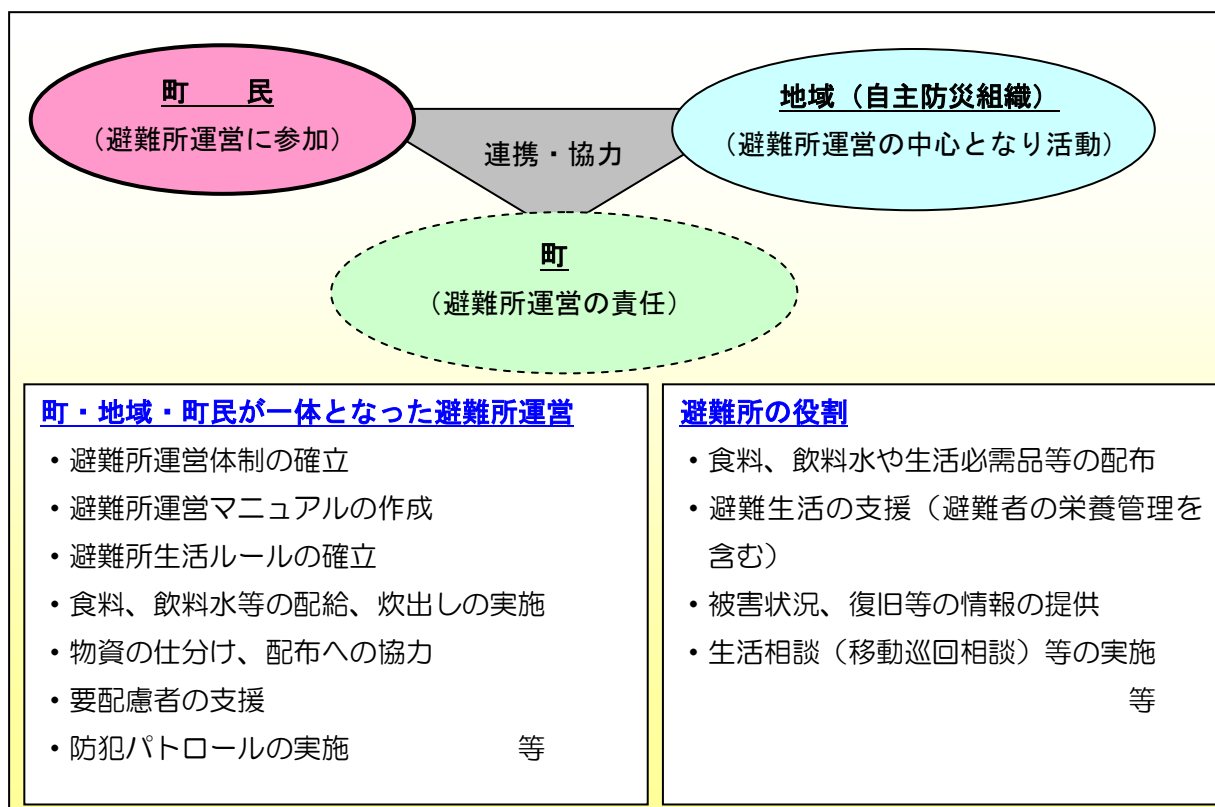
⇒ 関係機関（関係者）と連携し避難行動要支援者の名簿を作成します

●津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討します（津波避難計画の策定・防災訓練の実施）

●自動車避難検討に当たって、警察や道路管理者と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険の軽減方策を図ります

⇒ **避難路等を整備**します

■ 避難場所・避難所について



7) 避難行動要支援者への配慮

■ 要配慮者自身のとりくみ

支援者への安否の連絡

・災害発生時には、ご自身で自分の身を守ることを、また、支援者に対して自分の安否や、支援が必要かどうか連絡するように努めましょう

地域で助け合える関係づくり

・日頃から隣近所に顔を知ってもらい、地域で助け合える関係づくりに努めましょう

■ 地域のとりくみ

避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等

・災害時には、隣近所にお住まいの避難行動要支援者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行いましょう

■ 町のとりくみ

避難行動要支援者の所在情報の整備

・避難行動要支援者名簿の作成に努めます

福祉避難所の設置検討

・社会福祉施設に要請し、福祉避難所を確保し、介護等支援が必要な住民の受け入れ体制を整備します

外国人

・外国語対応の防災マップ等の作成や配布、指定緊急避難場所や指定避難所までの案内板等に外国語を併記するよう努めます

観光客（一時滞在者等）

・防災マップ等の備えつけや指定緊急避難場所等までの案内板等設置に努めます。
・あらかじめ、観光施設等に対し災害発生時の避難誘導方法について確認します

8) 小・中学校、幼稚園、保育所等の対策

- 在校時に災害が発生した場合、小・中学校等は児童・生徒・園児の安全確保を最優先に行います
- 津波災害等、保護者への引き渡しができない場合は、小・中学校等で保護します
- メール、ホームページ等、複数の手段で児童・生徒・園児や施設等の状況を周知します
- 児童・生徒・幼児等の保護者への引渡しルールの徹底に努めます

9) 生活関連施設等の復旧

- 町の基盤であるライフライン施設等の被害は、町機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えます
 - ⇒ 町及び防災関係機関は、相互に連携して、耐震性の強化、液状化対策、防災拠点の整備、企業等との協定締結、代替施設の確保及び災害対策資材の確保を進める等、大規模災害による被害軽減のための諸施策に努めます
 - ⇒ 応急復旧の状況は随時、町から広報を行います

10) 二次災害の防止・複合災害の考慮

防災用資機材等の整備

- ・ 地域内での防災用資機材等の確保対策

地震・津波による出火防止・火災予防の徹底

二次災害の防止（被害の拡大防止）

以下の対応・対策に努めます

- ・ 海岸漂着危険物への対応
- ・ 有害物等への対応
- ・ 風評被害等の軽減対策

複合災害の応急対策への備え

- ・ 1つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策に備えます

11) 災害廃棄物の処理

- ・ 災害廃棄物の計画的な処理の実施に努めます
- ・ 建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に努めます
- ・ 海、河川に流出した災害廃棄物の処理について対応を図ります

4 災害発生後の復旧・復興対策

《各編共通第4章「災害復旧・復興対策」関係》

1) 被災者の生活支援

- 町は総合的な**相談窓口等**を設置し、町民生活の早期回復のための相談・要望等に対応します
- **各種支援金・見舞金の給付や職業のあっせん等**を行います

2) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅の建設

公営住宅の空き家の活用

借上による応急仮設住宅の提供

災害公営住宅の建設

国・県の支援策の活用

3) り災証明の交付・被災者台帳の作成

り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定やり災証明書交付の体制を確立し、速やかな被災者へのり災証明書交付に努めます

被災者台帳の作成

被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため被災者台帳を作成します

4) 災害対応の検証

災害対応の検証と継承

- ・ 過去の大規模災害等について、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に
伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されます。
⇒災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、**記録集等の作成**に努めます

5) 原子力災害対策

●山元町は、現在設置されている原子力発電所から最短で 55km 程度で、国が定める予防的防護措置を準備する区域(5km 圏内)や、緊急時防護措置を準備する区域(30km 圏内)のいずれの区域にも、該当しません。

⇒しかし、平成 23 年に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた本町においても放射性物質の飛来が確認されました。

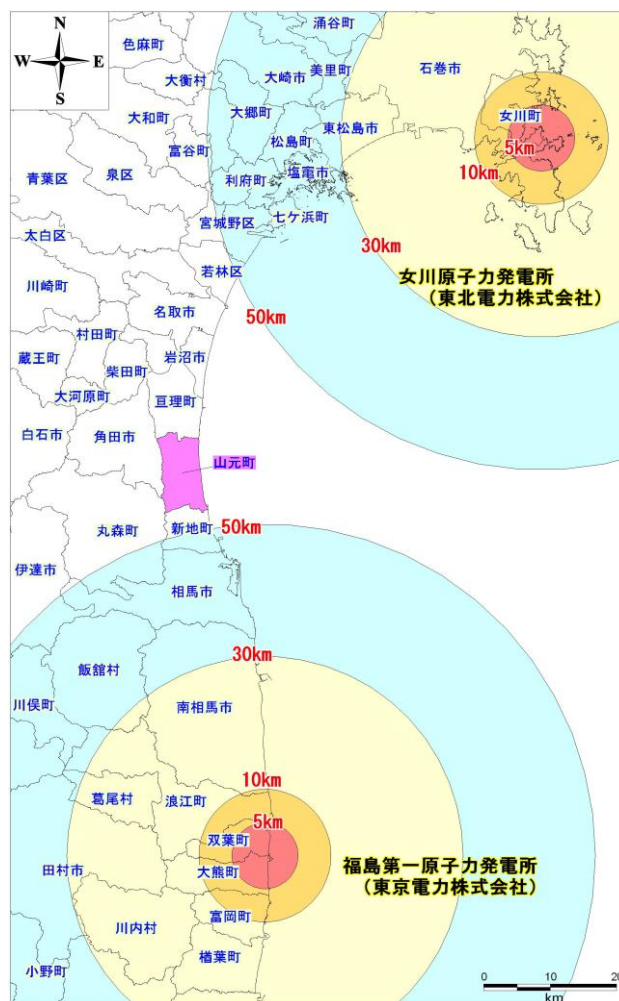
⇒今後、同様の事故が発生した場合には、子どもを含めた多くの町民へ不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすだけでなく、消費者の不安を招く等、町民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼす可能性があります。

[参考]

半径 5km 圏内…PAZ (直ちに避難する予防的措置範囲区域)

半径 30km 圏内…UPZ (緊急時に避難や屋内退避ができる

よう備えておく緊急防護措置計画区域)



山元町と原子力発電所との位置関係図

情報の収集・連絡体制の整備

- 複合災害等を念頭に、**多様な通信手段を確保し**、災害時に確実に通報連絡が行えるよう、機器の整備に努めます

避難方法・体制の検討

- 事故が発生した際に、屋内退避だけではなく広域的な避難(輸送を含め)が必要となること
場合があることからあらかじめ避難方法・体制の検討をします。

モニタリングの実施

- **県と連携し**、必要に応じて緊急時環境放射線**モニタリングを実施します**
- 県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング測定が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて測定物、測定箇所、測定頻度等を増やしてモニタリングを実施

原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動に努めます

用 語

指定緊急避難場所 (P.7) :

- 徒歩や車による避難者が一時的に集合・数時間待機する広場等を指します。

指定避難所 (P.7) :

- 災害発生後、状況が落ち着くまでの1～2日間、避難者が寒さや夜露をしのぎ寝泊りし、町等から非常食などの供給が受けられる施設を指します。
- 自宅が被災した場合等、長期にわたり生活する施設を指します。

自主防災組織活動拠点 :

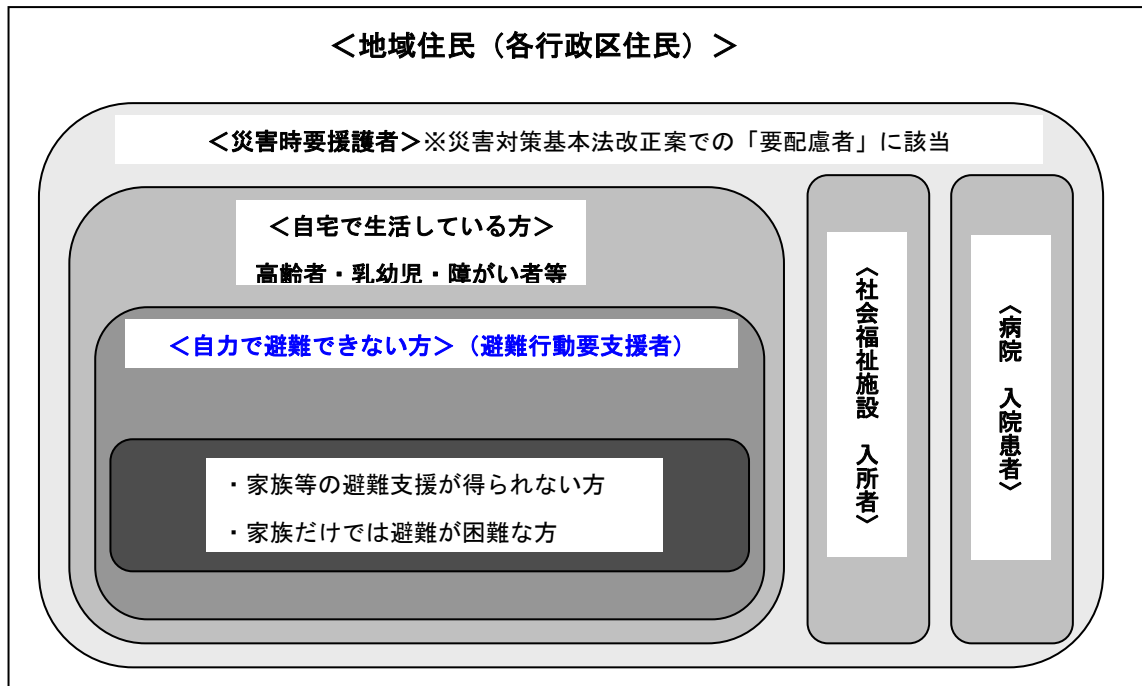
- 自主防災組織が自主的に開設する避難所。町の指定避難所への避難が遠い等の理由により必要がある場合、地区内の生活センター、公会堂等を避難場所として開設します。これはあくまで一時的な緊急避難であり、長期の避難生活が必要となる場合は、状況に応じて町が開設する指定避難所へ移動します。

要配慮者 :

- 災害対策基本法の中で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

避難行動要支援者 :

- 要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者

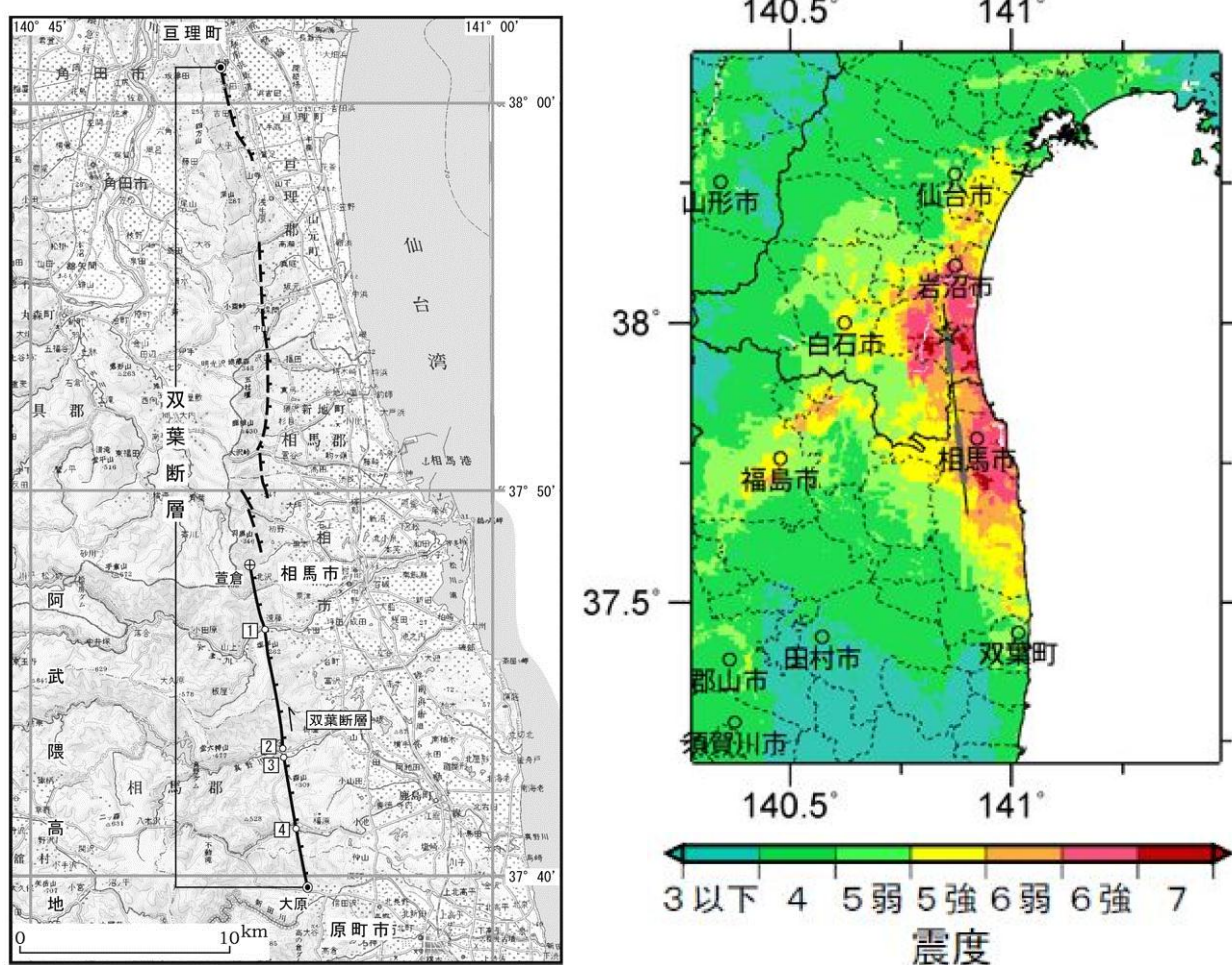


避難行動要支援者の定義

双葉断層（双葉断層帯を含む）：

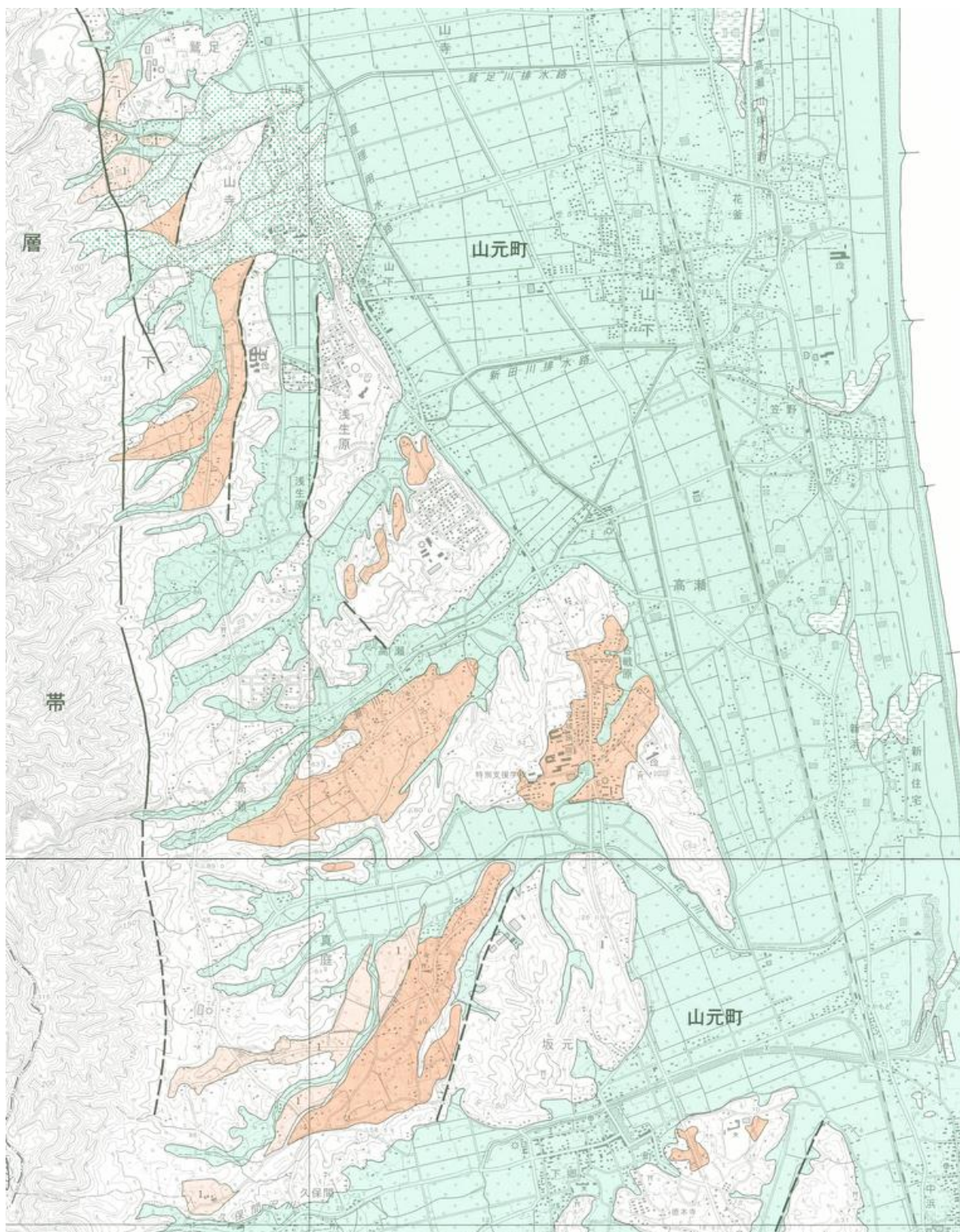
- 双葉（ふたば）断層は、阿武隈山地の東縁部に位置する活断層です。この断層調査は1970年代から研究者や国等で行われ、現在も活断層の位置や活動時期については複数の知見があり、まだ議論が成されている最中です。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（2005）は、2005年時点までに双葉断層で実施された調査・研究についての整理・再検討を行い、活断層としての双葉断層は、亘理町から南相馬市原町区（旧原町市）北端部にいたる長さ約40kmの区間、あるいは相馬市から南相馬市原町区北端部にいたる長さ約16kmの区間の両論とし、これらの長さから、双葉断層が活動した際の地震の規模をマグニチュード6.8～7.5と評価しました。想定される震度については、下図をご覧ください。



地震調査研究推進本部地震調査委員会（2005）

最新の調査（国土地理院，2013）によると、認定されている確実な活断層は、相馬市付の約32kmのみになります。山元町を含むその他の地域については、双葉断層の延長上に位置する、ないし併走する、地形等から検討された推定活断層等の「双葉断層帯」と呼ばれるものです。具体的な推定活断層等の位置については、国土地理院2013年発行の「1:25,000都市圏活断層図」（参考：次図）をご覧ください。



山元町周辺の都市圏活断層図「亘理」一部
 (「都市圏活断層図「亘理」平成 25 年作成)

都市圏活断層図の内容(記号一覧)

名称	記号	定義
活断層		最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。
活断層(位置やや不明確)		活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。
活断層(活撓曲)		活断層のうち、変位が軟らかい地層内で拡散し、地表には段差ではなくたわみとして現れたもの。たわみの範囲及び傾斜方向を示す。
活断層(伏在部)		活断層のうち、最新の活動時以後の地層で覆われ、変位を示す地形が直接現れていない部分。
横ずれ		活断層の相対的な水平方向の変位を向きで矢印で示す。
縦ずれ		活断層の上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。
地震断層		地震発生の際に変位したことが明らかになっている活断層。都市圏活断層図では、明治時代以降の地震で観察されたものに限って図示。
トレンチ調査地点		活断層の通過地点に調査溝(トレンチ)を掘り、断層運動の解読調査を行った地点。(これまでに各種調査研究機関等によって調査が実施されたもの)
活断層露頭		最近数十万年間に堆積した砂礫層などを切断し、活断層であることが確実に判明した露頭。現在は露出がなくとも記載。
活断層の名称	野島断層(例)	活断層の固有名称。
推定活断層(地表)		地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。
推定活断層(地表) (位置やや不明確)		推定活断層のうち、位置が不明確なもの。
推定活断層(地下)		新しい地層に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、既往のボーリングや物理探査によりその存在が推定された活断層。
活断層(海(湖)底部)		海(湖)底部において、音波探査等により活断層と特定できるもの。
推定活断層(海(湖)底部)		海(湖)底部において、現時点では明確に活断層と特定できないもの。
活断層(活撓曲) (海(湖)底部)		音波探査により認められる活撓曲。
活褶曲(海底部)		音波探査により認められる活褶曲。
活褶曲		現在も続いている地殻変動によって生じている波状地形。凸部または凹部を連ねた線で図示。
地形面の傾動方向		地形面が、現在も続いている地殻変動によって傾いている場所。最大傾斜方向で図示。

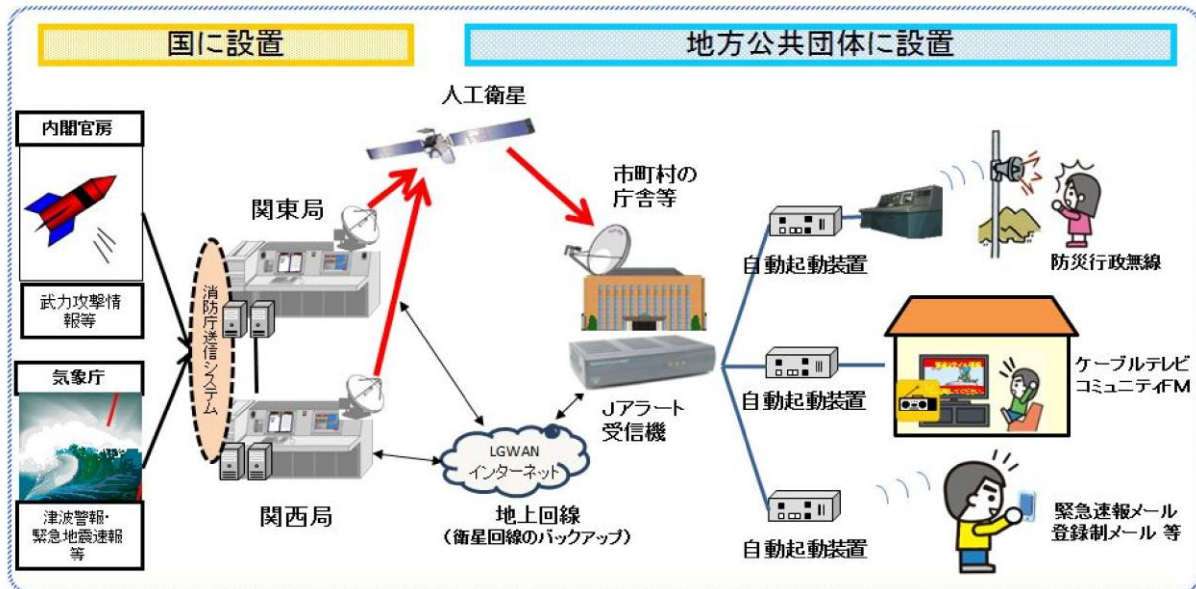
山元町周辺の都市圏活断層図「亙理」凡例 (「都市圏活断層図「亙理」平成25年作成)

業務継続計画 (BCP: Business continuity planning):

- 災害や事故など不測の事態を想定して、有事の際、例えば「重要業務が中断しない」または、「重要業務が中断したとしても目標期間内に再開する」等、重要業務への影響を最小限に抑え、速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のことです。

J-ALERT (ジェイアラート：全国瞬時警報システム)：

●弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。



J-ALERT の概念図（総務省ホームページ）

エリアメール：

●緊急性の高い災害情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、緊急速報「エリアメール」(NTT ドコモ)、緊急速報メール(a u、ソフトバンク)を、山元町で平成 24 年 4 月に導入しました。

■配信内容

- ・気象庁が配信する緊急地震速報等
- ・町が配信する「避難勧告」「避難指示」「その他、災害時に緊急かつ重要な情報」

■特徴

- ・受信に関する費用は無料です
- ・受信可能な携帯電話等を持っている方に配信されます。
- ・事前の登録等は必要ありません(一部機種では設定が必要な場合があります)

■受信できない場合

- ・携帯電話等の電源が入っていない場合。
- ・圏外の場合。
- ・通話中、パケット通信中の場合。
- ・対応機種でない場合。

防災エキスパート：

- 地震や風水害等の大規模災害発生を想定し、災害復旧事業に関する支援体制の拡充を図るため「防災エキスパート制度」があります。これは、公共土木施設等の整備・管理等に豊富な経験を持つボランティアの人たちを「防災エキスパート」として登録する制度で、災害復旧事業に役立てていこうというものです。平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓を受けて翌平成 8 年に発足しました。

災害状況の的確な状況把握、迅速な情報伝達に主眼をおき、災害復旧の支援を行うボランティア活動で、原則的に無報酬での活動となります。

個人の意志に基づき大規模災害発生時あるいは発生が予測される場合、自主的もしくは要請を受けて自己責任による災害復旧支援の活動を行います。

活動中に二次災害が起きないように的確な判断と安全管理に配慮して支援活動が行われます。

又、自身の活動が困難になった場合は無理な活動は行いません。

公共機関に代って権限を行使することはありません。